

裁判員経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

1 日時

平成24年9月26日(水)午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

岐阜地方裁判所候補者待合室

3 出席者

司会者 山田耕司（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 室橋雅仁（岐阜地方裁判所判事）

検察官 横幕孝介（岐阜地方検察庁多治見支部支部長検事）

弁護士 安重洋介（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～4番（4人）

4 議事内容

（司会）本日は、お忙しい中、裁判員経験者の皆様方には意見交換会にご参加いただきありがとうございます。司会を担当します岐阜地方裁判所刑事部部総括裁判官の山田でございます。よろしく願いいたします。

裁判員制度が始まってから約3年が経過し、岐阜地裁におきましても被告人62人の裁判員裁判を実施しておりますので、およそ500人の皆様に裁判員あるいは補充裁判員として参加いただいていることとなります。

この意見交換会は、裁判員を経験された皆さんの声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆さんから率直な御意見・御感想をお伺いして、裁判員制度を更に良いものにしていきたいという思いから企画させていただきました。

皆さんが、裁判員を経験されて良かったと思えること、不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構ですので、自由に発言をいただければと思います。

それでは、まずは、法曹三者の方から自己紹介をお願いします。

(室橋裁判官) 岐阜地方裁判所で裁判長をしております室橋でございます。岐阜ではこれまで十数件裁判員裁判を担当させていただきました。裁判員の皆様には毎回積極的な意見を述べていただいておりますが、大変感謝いたしておりますが、今日も率直に忌憚のない御意見を聞かせていただければと思っておりますので、今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(横幕検察官) 岐阜地検検事の横幕でございます。検察官は裁判で犯罪の証明をしなければならないという責任を負っております。そのため検察官の主張や立証が皆さんに理解していただけるよう日々努力しております。今日は実際裁判員を経験された皆さんが検察官の主張、あるいは立証についてどのように思われたのか、忌憚のない御意見を聞かせていただいで、今後の活動に役立たせていただきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(安重弁護士) 岐阜県弁護士会に所属しております安重と申します。岐阜県弁護士会においては刑事弁護センターに所属しております。裁判員裁判の経験自体は被疑者段階のものも含めて5件程度で、経験自体はそれほど多くはないのですが、弁護士会においても、分かりやすい裁判、迅速な裁判を目指しておりますので、今回は意見交換を通じてより良い裁判員裁判を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 概括的な感想(自己紹介)

(司会) それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。まず、自己紹介を兼ねて、裁判員経験者の皆さんが参加した事件の主な事件名、事件の争

点はどのような点であったか、参加された期間は何日であったかをご紹介いただき、裁判員裁判に参加した概括的な感想を簡単にお聞かせ願いたいと思います。それでは、1番の方からお願いいたします。

(1番) 今年の2月に放火の案件がございまして、期間としては4日間でしたけれども、争点としましては執行猶予を付けるか付けないかという点だったと思います。残り少ない人生ですけれども、裁判員を経験して何か変わったような気がしております。例えば新聞を読んでおりますといかに犯罪が多いか、裁判が多いかと。今も話題になっておりますが75日間ですか、そういう裁判員はちょっと遠慮したいと思っておりますが、私の裁判については順調に終わったかなと、そしてそれほど負担にもならなかったかなと感じております。

(2番) 今回、実は隣の1番さんと同じ事件に参加させていただきまして、放火未遂ということで、当初は5日間という予定でしたが割と早く量刑が決まったので4日間で終了しました。今回、1番さんがおっしゃったんですけど、量刑を決めるに当たって、被告人の精神疾患を採れるか採れないかという点が問題になりました。これが一番大きい部分ではなかったかなと思います。最初は私も刑をもっと重くしよう、実刑だという気持ちでいましたが、他の裁判員の方の意見を聞いているうちに、それと大学病院の教授が来てお話をされたときに、かなり心を動かされて、精神疾患が量刑に反映されたなというふうに思っています。

(3番) 殺人事件を経験しました。被告人に障がいがありまして、それが判決にどこまで影響するのかという点が争点でした。精神疾患ということでいろいろ難しい話もありましたけど裁判長やほかの方の話を聞いて、また資料もいただいて評議も順調に進んだ感じで最後までしっかりできたというところがとてもよかったです。

(4番) 覚せい剤の密売と闇金の事件でした。覚せい剤は身近に感じたことが

なかったもので、分からないことだらけで終わってしまった4日間でした。

(2) 審理について

(司会) それでは次に本題の方に入っていきたいと思いますが、まず本日の意見交換会では、主に、審理の分かりやすさと、評議、特に今回量刑についてちょっと難しかったという話も先ほど2番さんの御紹介にもあったと思いますけど、そういった量刑の評議について中心に意見交換ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、一つ目ですけど、審理内容が理解できるものであったかどうか、分かりやすいものであったかというところに入りたいと思います。まず第一点目として、検察官や弁護人の主張についていろいろお話を聞ければと思います。

まず、初日に皆さんが選任されて、その日の午後から審理に立ち会っていただいていると思います。それで、最初に法廷に入った時に、それぞれ検察官や弁護人が、事件がどういうものかということを説明されたと思います。これを冒頭陳述と言いますが、それぞれ検察官や弁護人が行った主張について、何かお感じになった点があれば、御意見をお聞きできればと思います。

(3番) 普通の裁判だと難しい言葉が飛び交っている印象で、ちょっとこちらでも分かりづらいかなど思っていたんですけども、資料とか説明される部分とかも分かりやすく書いてありまして、すんなり理解できる部分が多かったかなというふうに思っております。

(司会) 検察官や弁護人がプレゼンする時に、資料、例えば検察官であれば冒頭陳述メモというメモ、A3判で1枚ぐらいだったと思いますが、それを渡されたと思います。それを見て、何かお感じになったことがあれば教えていただければと思います。例えばですね、A3判で1枚にまとまっていて分かりやすかったとか、内容が多く書きすぎているとか、何

か感じられたところをございますか。難しくてよく分からないとか、ちょっと字が細かくて見にくかったとか、そういうことでも何でも構いませんのでお願いします。

(3番) 字はそんなに細かくなかったので、ぱっと見た感じでは読みやすくて分かりやすかったなというふうに思います。

(4番) 必要なことだとは思いますが、検察官の方がずっと読み上げるのがとても長くて、ちょっと分かりにくいところがありました。

(司会) 例えば、最初の検察官の説明で、どういう事件かということが、すぐイメージがつかめたかどうかはいかがですか。

(4番) ちょっとつかめなかったです。検察官にもよると思んですけど、ちょっと早口で、しかも早口なんですけど長かったのも、聞いているうちにちょっと分からないところが沢山出てきて、もうちょっと分かりやすい言葉で簡潔にしていただけたらいいなと思いました。

(司会) 例えば、書いてある中身をかなり削ったりとかすれば分かりくやすくなったということはあるですか。

(4番) はい、そうですね。

(司会) 1番の方、2番の方、その辺の最初の検察官のプレゼンテーションを見てお感じになったことがあればお願いします。

(1番) 書類については簡潔にまとまっておったと、それと説明も裁判員制度用の言葉でプレゼンをやっていただけたのかなど。普段の裁判だともっと難しい単語が出てくるんじゃないかというようなふうには感じました。

(2番) 私は、とにかく最初の日には緊張していたので、内容は初めははっきり言って分かりませんでした。もう少し前にそういう話があれば、もっと分かりやすかったなというふうに思います。その後は、弁護士の方と検察官の方の話はよく分かりました。

(司会) 弁護人も同じくプレゼンをやったと思いますけど、弁護人の話につい

て何かお感じになったことはありますか。

(2番) 僕らの時のはよく分かったと思うんですけども。あとのことは分かりませんが・・・。

(司会) 弁護人のした、いわゆる冒頭陳述・・・最初の事案の紹介とか、そこで何かお感じになったことがあれば。分かりやすかったとか、もう少しこういう点で工夫がいるとかでも構いませんですけど、ありますか。3番の方いかがですか。

(3番) 弁護士さんの方が難しい言葉を結構省いてあって、分かりやすくなっていたかなと思いました。検察官の資料と比べると、若干弁護士の方が分かりやすく書いてあったかなと思います。

(横幕検察官) どんな点が分かりづらかったですか。例えば言葉遣いが難しい、あるいは情報量が多い、いろいろあるかと思いますが、どんな点が、3番の方、あるいは4番の方、気になられたでしょうか。

(3番) 結構行数も多くて、字がばあーと書いてあるような感じで、それに比べて弁護人側から出された書類だと、そんなに字の量も多なくて。あと言葉遣いとかも普段僕らが使っているような感じの、かみ砕いた感じで書いてありまして、難しい言葉がそんなになかったので、弁護人が出された資料の方が見やすかったかなと僕は感じました。

(4番) 先ほどおっしゃられたみたいに、情報量がすごく多くて、理解するのにちょっと時間が掛かりました。言葉もちょっと難しいので、普段身近にない言葉を理解しながらということだったので、聞いていてもちょっと量も多いし、ということで分かりにくかったです。

(司会) 次に証拠調べの分かりやすさの点に移りたいと思います。手続的には検察官、弁護人の主張を聞き、その後休憩を挟んで、証拠調べとして最初に供述調書や捜査報告書などの書類を検察官が読み上げましたが、それを聞いて分かりやすいものであったかどうか、改善すべき点はどうか

についてお聞きしたいと思います。4番の方の事件は証拠書類の取調べに午後の時間をずっと取られていたと思いますが、それを聞いて理解できましたでしょうか。検察官が関係者の調書を読み上げましたが、それを聞いて被告人が間違いなく事件をやったかなという心証が法廷でとれたかどうかはいかがでしょうか。

(4番) 法廷で話を聞いて有罪と思いました。はっきりとした証拠もあり、法廷の中で思いました。法廷で、こういうことをやったということは分かりました。

(司会) 2時間ほどやっていたと思いますが、もっと短くならないかとは思いませんでしたか。

(4番) その時はもっと短くはないんだろうなと思いました。簡潔に聞かされたので。

(司会) 1番、2番の方も初日の午後かなりの時間、証拠書類の読み上げがなされたと思いますが、それをお聞きになってどう思われましたか。

(2番) 最初の頃は内容ははっきり言って僕自身は分からなかったのですが、とにかく両方のことを聞いて、1日の最後の方にやっという事件だなということが分かりました。2日目からやっというみんなと一緒に審議をやっていけると思った状態でしたので。初日に関してはただ言われることを聞いたという感じでした。

(司会) 法廷で聞いて、頭に残り、評議の場でも思い出しましたか。

(2番) 聞いたことは頭に残り、評議の場でも思い出しました。

(1番) 被告人が私はやってませんという裁判ではなく、量刑のみの裁判でしたが、個人的には証拠は足りないとの印象がありました。状況証拠等の寄せ集めと本人の自認だけでしたので。ただ、証拠そのものは一つずつ全部分かりました。

(司会) 1番、2番の方の事件では被告人が事件のことを覚えてないと言って

いましたが、被告人がやったことは間違いないとの心証は検察の証拠で持てましたか。

(1番) 持てました。

(司会) 1番, 2番, 4番の方が関わった事件については, 証拠書類の取調べにかなり時間がかかったと思いますが, 3番の方はそれほど長くなかったと思います。その点について何かお感じになったことはありますでしょうか。

(3番) 事件の内容はすんなり分かりましたが, 精神疾患の病名やその病気になる過程など病気の話については難しく, 分かりづらいことがありました。

(司会) 3番の方や1番, 2番の方も精神科医の証人尋問がありましたが, その証人尋問を聞いてどの点が難しかったかを教えてください。

(3番) 医者を使う用語が普段使わない言葉であり, それが飛び交っていて理解するのが難しかったです。後で渡された資料を見てようやく理解できるかなという感じでした。それと医者の話が早すぎてメモをとれないところもあって, 話が分かりづらい部分がありました。

(司会) 最終的に病気と量刑は自分なりにどのように消化していききましたか。例えば評議で裁判官から説明を受けたり議論していく中で分かっていったかどうか, その点はいかがですか。

(3番) 評議しているときに皆さんと話し合っていくうちに, 理解していききました。

(司会) 証人尋問でこのような点を工夫したらよかったという点がありますか。

(3番) 心理学の話もあり, 情報量がとても多かったので, 病気の部分だけを示してくれれば理解しやすかったと思います。

(司会) 前提となるような基礎的な概念とかの説明があれば証人尋問ももう少し分かりやすかったということでしょうか。

(3番) はい。

(司会) 1番, 2番の方の事件でも大学病院の精神科医に証言してもらいましたが, 何か工夫すべき点はありましたでしょうか。

(1番) 精神科医の言葉が理解できないところもありましたが, 評議室で話している間に理解できるようになってきました。

(2番) 私の場合は, 被告人が解離性障害であり, 別人がやったと言っていました。普通の人だとそんなことは言えないと思い, 最初は実刑だと思っていましたが, 大学教授の話聞いて自分の考えが変わっていきました。教授の話聞く前は, 絶対被告人がやっていると思っていましたが, 教授の話聞いて, 病気について理解せざるを得ないと思いました。また, 弁護人が上手だったと思います。

(司会) 教授の話自体は分かりやすいものでしたか。

(2番) 分かりやすかったと思います。

(司会) 検察官や弁護人の尋問の仕方はどう思いましたか。

(2番) 分かりやすかったと思います。

(1番) 私も同じです。

(司会) 1番, 2番, 3番の方の事件では, 犯情に関して精神科医の証人尋問を行いました, 4番の方の事件では, 誰か証人に来てもらった方がよいと思ったことはありますか。

(4番) 内縁の妻が無理矢理覚せい剤を飲まされたかどうかという話があったので, 来てもらった方がよいと思いました。

(司会) 例えば, 覚せい剤の密売であれば, 買った人とか共犯者がいるわけですが, その人に直接法廷に来てもらって話してもらった方がよかったですか。それとも調書だけでよかったですか。

(4番) 来てもらった方が分かりやすかったと思います。仲間2人のことが結構出ていたので, その人達の口から聞いてみた方が分かりやすかったと

思います。かばい合ったり，押しつけあったりしているところがあったので，4人の話を聞いてみたかったです。

(司会) 3番の方は被害者の遺族の方がいたと思いますが，調書に出てきただけだったと思います。直接遺族に法廷に出てきてもらった方がいいと思いましたが。

(3番) 遺族がどう思っているのかを直接聞きたかったので，調書ではなく法廷で気持ちを話してもらった方がいいのかなと思いました。

(司会) 調書に出てきた被害感情がそのとおりかどうかについては，どう思いましたか。

(3番) 法廷で話してもらって，その表情を見たかった。本当にそう思っているのかが分かりませんでした。

(司会) ご遺族が法廷で話した方が，量刑判断もしやすかったということでしょうか。

(3番) そうです。

(司会) 1番，2番の方の事件では，最後に被害者の意見陳述がありましたが，それを聞いてどう思いましたか。

(1番) 女と女の戦いの中で涙ながらの話があり，流されはしませんでした，ちょっと感情的になりました。

(2番) 大学教授が話した後のことでしたが，順番が違えばまた違ったかもしれないと思いました。

(司会) 心情の意見陳述は法律上証拠調べの最後に行うことにはなっていますが，最初に被害者から証人として話を聞いていれば心証も違ったでしょうか。

(2番) はい。

(1番) 意見陳述を聞いて，関係者全員の意見が聞けたと思います。

(司会) 1番，2番の事件では，精神科医や被害者らの関係者からも法廷で話

を聞けましたが、関係者が法廷に出てこないで、供述調書だけ審理することはどう思いますか。

(1番) 被害者の感情を聞いた方がいいと思いましたが、精神科医にも話を聞いた方がいいと思えました。心証を作りやすいと思えます。

(2番) 私もそう思います。

(司会) 刑を決めるときには、直接関係者に聞いていた方が判断しやすいということでしょうか。

(3番) そうです。

(安重弁護士) 被害者がどういう気持ちでいるのかを直接法廷で話すのは辛い面もあり、調書を調べるという考えもあると思えますし、それでも現在の気持ちを法廷で聞いた方がいいとの考えもあるかと思えます。どうした方が裁判員裁判ではよいのか意見を伺いたいと思えます。

(1番) 調書よりは法廷に出てきてもらって話してもらった方がよいと思えます。

(司会) 皆さんも、出てこれるなら被告人も含めて全部法廷で事情を聞きたいということでしょうか。性犯罪の被害者などは難しいかもしれませんが。

(全員) うなずく。

(司会) 検察官や弁護人の尋問の方法でよかったところ、悪かったところ、気になったところ、工夫すべき点などはありませんでしょうか。質問の意味が分からなかったとか、質問がまどろっこしかったとか、何を聞きたいか分からなかったということはありませんか。

(4番) 苦になった点はなかったですが、質問が重複しているところはあったと思えました。

(司会) 精神科医への弁護人の主尋問は分かりやすかったですか。

(3番) ちょっと分かりにくかった感じです。

(司会) 尋問自体のやり方はどうでしたでしょうか。

(3番) 病気が複雑なものだったので、病気の基礎の話に流れてしまい、被告人がかかっている病気にたどり着くまでに長くかかったのも、その点が簡潔だとよかったですと思いました。

(室橋裁判官) 先ほどの皆さんのお話ですと、検察官の証拠の内容についての説明は分かりやすかったとのことでしたが、証拠の説明を聞かれたときにその証拠を何のために調べているのか、どのような事実を立証するために検察官が説明しているのかということは、法廷の場では分かりましたか。

(1番) よく分かりました。写真やビデオもありましたので。

(2番) 冒頭陳述メモをいただいており、それと照らし合わせながら聞いたので分かりました。

(3番) 資料に過程が一覧で書かれており、分かりやすかったです。

(4番) 分かりやすかったです。

(安重弁護士) 1番の方は、先ほどの話で一つ一つの証拠はよく分かったが、若干状況証拠が足りないのではとお話でしたが、全体としてどんな証拠があればもっと審理が分かりやすいと思いましたか。

(1番) 状況証拠は多かったということです。例えば実際にマッチを擦って放火したというような直接的な証拠がなかったので分かりにくかったということです。

(横幕検察官) 被告人質問に関連する話ですが、1番、2番、3番の方の事件では被告人から直接話を聞く前に被告人の調書の朗読はなかったのですが、調書の朗読前に被告人から直接聞いて、頭に入りましたか。

(1番) 被告人本人が泣いてしまい、声も小さいので、分かりにくかったです。

(2番) 被告人の声が聞き取りにくかったです。

(3番) 基本的には分かりやすかったです。ときどき話の中でずれた部分が

あり、そのときは裁判長がこういうことですねと修正してくれて分かったこともありました。

(休憩)

(3) 評議(量刑判断)について

(司会) 皆さんの事件は量刑が問題になったと思いますが、特に刑を決めるに当たってどこが難しかったかお聞かせください。

(1番) 量刑を決めることが初めての経験であり、放火未遂が何年という知識はありませんでしたが、評議の中で裁判官からお聞かせ願って、解離性障害を証拠として採用されて最終的には執行猶予にすんなりと決まったと思います。

(2番) 被告人と検察の双方の言い分を考えて量刑を決めたつもりです。例を挙げてもらい、グラフなどこれまでの傾向をみて、それにならって自分たちの意見を出し合って結論をみんなで決めました。それがいい面でもあり悪い面でもあるのかもしれませんが、裁判のやり方だと思いますが、私はいい経験をさせてもらったと思いました。

(3番) 有罪か無罪かということは証拠と自白で判断することができましたが、量刑を決める時に精神疾患という点がどの程度考慮すべきかというところが難しく、それを重点的に話し合いました。判例とかもあまりなかったので話し合っただけで決めるしかなく、それが難しかったと思います。

(司会) 3番さんは実刑にするか執行猶予にするかというよりは、何年にするかという点で苦労されたと思いますが、その点に関して何か困ったことはありましたか。

(3番) 殺人事件なので、量刑をどの範囲で考えるかを皆が悩みました。

(4番) 覚せい剤ということで実刑ということは分かりましたが、何年ということが全く分かりませんでした。特に二人の量刑を決めなくては行けないのですがそれが分からず、結局量刑のデータを見せていただいて、覚

せい剤を使っていた期間を見て何年になるということが分かったくらいです。難しかったです。

(司会) 3番さんも4番さんも何年と決めることが難しかったと思いますが、結審をする前に検察官や弁護人が述べた意見、論告と弁論と言いますが、これは参考になりましたか。

(4番) どちらかというところ、弁護士はちょっと少なめに言っているのは分かりましたし、検察官はちょっと厳しめに言っているのかなというのが分かりました。

(司会) 検察官の求刑の根拠は分かりましたか。

(4番) ちょっと分かりにくかったです。やっぱり基準が何年というのが分からないので、12年というのもどこから出てきたのか分かりませんでした。求刑もあまり参考になりませんでした。

(3番) 僕は検察官の求刑を参考にして考えたんですけど。弁護士はやはり検察官より低かったんですけど、殺人なのにそこまで低くしてよいのかとも思ったし、精神疾患がそこまで関係してくるのかなとも思いました。

(司会) 検察官の求刑の年数がどうしてそうなるのか、検察官の主張を聞いて分かりましたか。

(3番) 分かりませんでした。根拠らしいものが述べられたかどうかは覚えていません。

(司会) 弁護人は刑について意見を言ったり言わなかったりしますが、弁護人が述べられた意見についてはどうでしょうか。参考になりましたか。

(3番) 精神疾患だからこうだという意見は聞いたんですけど、どうして精神疾患が関わるとそういう結果になるのかが分かりませんでした。もう少し詳しく説明していただけたら分かりやすかったと思います。

(司会) 1番2番の方の事件では、検察官が実刑、弁護士が執行猶予を求めていたと思いましたが、それぞれの意見を聞いて分かりやすかったですか。

(1 番) スタートの時から放火未遂が何年かという知識がなかったので、弁護士から執行猶予、検察官から6年と言われてそんなものかと思いましたが、どうして6年かはあまり述べられていませんでした。

(2 番) 1 番と同じです。初めてなので、言われるがままという感じでした。

(司会) グラフを見せてもらっておおよその物差しができたというお話でしたが、例えば論告の時に検察官がどうしてこの年数にしたかという理由について説明があればもっと評議しやすかったということはありませんか。

(1 番) そうですね。事前に、検察官から過去にこういう事件があったから今回はちょっと上にしてとか下にしてとかいう意見があればいいと思いました。

(2 番) 私もそう思います。事前に例を挙げられていたら決めやすいと思います。

(3 番) もう少し細かい話が出たらよかったなと思います。

(4 番) 同じです。

(司会) 量刑評議についてもっと工夫したほうがよいということがあればどうぞ。

(1 番) 特にありません。

(2 番) 特にありません。

(3 番) 私は4日間は長いと感じていたのですが、やってみると時間が足りなくてもっと時間があればよいと思いました。

(4 番) 特にありません。

(司会) 3 番さんは量刑を決めるにあたって、精神疾患をどう考えるかという点について悩まれたということでしたが、もっとこうしてくれればよかったという点はありませんか。被告人の精神疾患がどういう障がいで、量刑にどのように影響を及ぼすかという点について、評議をする中で自分なりに納得できるものはありましたか。

(3番) 自分で考えて犯罪を犯しているのか、精神疾患のために犯罪を犯しているのかが分からなかったのですが、みんなでいろいろ議論していく中で自分なりに理解ができて考えがまとまっていきました。

(司会) その障がいについて、審理のもう少し早い段階で分かっていたら楽だったのではないかという思いはありますか。

(3番) もう少し判例とかを教えていただければ参考になったと思います。

(司会) それは審理の中で検察官なり弁護士なりが立証しておいてもらえればということか、評議の中で教えてもらえればということか、どちらでしょう。

(3番) 評議です。

(司会) 1番2番の方で被告人に解離性障害があったという点がかかり刑に影響しているということでしたが、その障がいについてもっと理解できていたら判断が違ったかもしれないという点はあるですか。

(1番) 病気そのものがなかなか理解しづらかったです。大学の先生の話聞いて理解はできましたが。

(司会) 先ほど2番さんは被害者の証人尋問を大学病院の先生の尋問より先に聞いていたら結論が違ったかもしれないとおっしゃっていましたが、量刑評議において工夫すべきと思われる点はあるですか。

(2番) 大学病院の教授の話聞いて自分の心が決まってしまう、後でほかの人の話を聞いても仕方がないという思いになってしまったのでそういう意見を言ったのです。

(司会) 大学病院の先生の話の中でこれは違うと思った点はなかったということですか。

(2番) 精神疾患自体が普通の人では考えられない病気ですので、最初はやっぱり信じられませんでした。特に解離性というと自分の中のもう一人の人が何かをやっているということですが、それをどう捉えるかを40分

くらい説明して下さったのですが、だんだんこれは疾患に値する、信じなくてはいけないと思うようになってきたんです。私の場合、先生の話が量刑に影響を与えました。

(司会) 評議の中の裁判官の話がどこかまづかったという点がありますか。

(3番) 特にないです。

(4番) 分からないところはどんどん聞けて説明してもらえたので、分かりやすかったと思います。

(横幕検察官) 論告や弁論ではそれぞれが有利な事情不利な事情と思われる事実を主張しますが、我々法曹から見て当然有利だろう、あるいは不利だろうと考えている事情が、実は裁判員の皆さんから見ると違和感を感じるということはありませんでしたでしょうか。

(司会) よく弁護人が反省しているということが有利な事情だと主張するのですが、反省しているのは当たり前だという御意見を裁判員からよくお聞きします。参加した事件の中で検察官と弁護人が有利な事情として挙げた事情について違和感があったものはありますか。

(1番) それはありませんでした。

(2番) 私もありませんでした。

(3番) なかったですね。

(4番) 私もありませんでした。

(安重弁護士) 弁護側も求刑の意見を言った方が分かりやすいですか。

(1番) すべきと思います。してもらった方が分かりやすいということです。

(2番) 私もあった方がいいと思います。

(3番) 言ってもらった方がいいと思います。

(4番) ないよりはあった方がいいと思います。

(安重弁護士) 例えば反省している、前科がない、という点は弁護側が主張しますが、裁判員から見て考慮に値するような事情が何かあれば教えてい

ただけますか。

(1番) 前科があるとか反省していると言われれば当然量刑には反映すると思います。

(司会) 前科がないというのが有利になるか、反省していると言えれば刑が軽くなるか、という趣旨かと思いますがいかがですか。

(1番) そういう趣旨であればあまり反映しないと思います。

(2番) しないと思います。

(3番) 反映されないと思います。

(4番) 私も前科がないことは関係ないと思います。

(4) これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。

(4番) 自分のように裁判員裁判が終わったら事件を直ぐに忘れてしまう者はいいですが、殺人罪のような事件に当たったらどうしようと不安に思っている人は多いと思います。裁判員裁判が終わった後も、裁判員のフォローがあることももっとみんなに知ってもらいたいと思います。フォローもしてもらえるのだということも言いたいです。

(3番) まさか自分が選ばれることはないと思って裁判所に来ました。実際に選ばれるとプレッシャーもありますが、他の裁判員も裁判官もいて、一人ではないので、不安がらずに、自分の視点から自分の意見を言えば、それはそれで役に立つことになるので、積極的に参加してもらえばよいと思います。

(2番) 自分の気持ちを忌憚なく言えばいいのだと思います。私は会社員で休んで来ていますが、当たった人が会社を休んで参加しやすくなるように、国からフォローしてほしいと思います。

(1番) 裁判員裁判を経験した後に、友達などにその話をすると、私もやりた

かったという人が多く、社会全体としても、結構興味を持っている人が多いのではないかと感じました。裁判員制度とは違いますが、国の機関にはいろいろな審査会等があると思います。そういうものも、裁判員制度のように、国民の客観的な意見を聞くような方式にしてはどうかと思います。

(司会) 最後に、本日参加の法曹三者からもコメントをお願いします。

(横幕検察官) 本日は、皆さんから、検察官の主張立証について、分かりやすいとの御意見をいただく一方、こうした方が良いといった貴重な御意見もいただきました。検察官としては、1件の裁判で扱う事件の数自体が多い結果として書面の情報量も多くなってしまったり、本来であれば関係者に裁判所まで来てもらいたいと思っていたとしても、関係者ご本人の意向があってできなかつたりといったように、個別の事情を踏まえて個々の事件に対応しています。しかしながら、現状に満足しているわけではありませんので、一層分かりやすい、充実した裁判員裁判を実現していきたいと思います。

(安重弁護士) 裁判員裁判になり、分かりやすい裁判、迅速な裁判を意識するようになりました。無罪を主張するような事件であれば、審理期間が短ければ身柄拘束時間も短くなり、被告人にとっても良いことではないかと感じています。専門的な分野の事件では、通常の事件よりもさらに分かりやすい裁判になるよう、もっと意見交換をして、より良いものを築いていきたいと思います。

(室橋裁判官) 本日の皆さんの御意見を伺って、皆さんが事件に一生懸命取り組まれたということが分かりました。人生の中でもよい経験になったと思います。裁判員裁判は、法廷で理解して、心証を形成して、評議するというのが何より大切なことだと思います。本日の御意見で、目の前の本人から直接話を聞きたいとの話が数多く出たので、私たち裁判官もそ

の方向で進めていきたいと思ひます。また、量刑判断についても、法廷で心証を取ることが必要と思ひます。量刑の数字の根拠についても法廷で積極的に説明してほしいとの意見が出ましたので、それも踏まえて、今後、より良い審理や評議となるように、法曹三者全力で努力していきたく思ひます。

以 上